

様式第二号の九（第八条の四の六関係）

(第1面)

産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和5年6月20日

茨城県知事
大井川 和彦 殿

提出者

住 所 茨城県古河市北利根9番地
氏 名 三井化学東セロ株式会社茨城工場
執行役員工場長 柴田 直人
電話番号 0280-92-1562

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、令和4年度の産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	三井化学東セロ株式会社 茨城工場
事業場の所在地	茨城県古河市北利根9番地
事業の種類	大分類：製造業 中分類：プラスチック製品製造業
産業廃棄物処理計画における計画期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日

産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	8111.9t	全処理委託量	4556.8t
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	2871.6t	優良認定処理業者への処理委託量	417.2t
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	-t	再生利用業者への処理委託量	4555.4t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	683.5t	認定熱回収業者への処理委託量	-t
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	-t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	1.1t
※事務処理欄			



(日本工業規格 A列4番)

(第2面)

(産業廃棄物の種類: 総括)

計画の実施状況	
項目	実績値
① 排出量	7279.2 t
②+⑧自ら再生利用を行った量	2465.8 t
③自ら熱回収を行った量	0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	709.2 t
⑨+⑩自ら埋立処分又は海上投入処分を行った量	0 t
⑪全処理委託量	4104.2 t
⑫優良認定処理業者への処理委託量	52.4 t
⑬再生利用業者への処理委託量	4025.5 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	78.7 t
⑮のうち優良認定処理業者への処理委託量	52.4 t

有償物量	自ら直利用した量 ② 2465.8 t	自ら中間処理した後再生利用した量 ⑥ 0 t
不要物等発生量	自ら直接埋立処分又は海上投入処分した量 ③ 0 t	自ら中間処理した後自ら埋立処分又は海上投入処分した量 ⑨ 0 t
排出量	自ら中間処理量 ④ 1116.6 t	自ら中間処理した後の残さ量 ⑥ 407.4 t
項目	自ら中間処理量 ④ 1116.6 t	自ら中間処理により減量した量 ⑦ 709.2 t
① 排出量	自ら中間処理を行った量 ⑤ 0 t	自ら中間処理した後の處理委託量 ⑩ 4104.2 t
②+⑧自ら再生利用を行った量	自ら中間処理を行った量 ⑤ 0 t	自ら中間処理した後の處理委託量 ⑪ 4025.5 t
③自ら熱回収を行った量	自ら中間処理を行った量 ⑤ 0 t	自ら中間処理した後の處理委託量 ⑫ 78.7 t
⑦自ら中間処理により減量した量	自ら中間処理により減量した量 ⑦ 709.2 t	自ら中間処理した後の處理委託量 ⑬ 52.4 t
⑨+⑩自ら埋立処分又は海上投入処分を行った量	自ら中間処理した後の處理委託量 ⑩ 4104.2 t	自ら中間処理した後の處理委託量 ⑭ 78.7 t
⑪全処理委託量	自ら中間処理した後の處理委託量 ⑪ 4104.2 t	自ら中間処理した後の處理委託量 ⑮ 52.4 t
⑫優良認定処理業者への処理委託量	自ら中間処理した後の處理委託量 ⑫ 4025.5 t	自ら中間処理した後の處理委託量 ⑯ 52.4 t
⑬再生利用業者への処理委託量	自ら中間処理した後の處理委託量 ⑬ 78.7 t	自ら中間処理した後の處理委託量 ⑰ 52.4 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	自ら中間処理した後の處理委託量 ⑭ 78.7 t	自ら中間処理した後の處理委託量 ⑱ 52.4 t
⑮のうち優良認定処理業者への処理委託量	自ら中間処理した後の處理委託量 ⑮ 52.4 t	自ら中間処理した後の處理委託量 ⑲ 52.4 t
⑯のうち熱回収認定業者への処理委託量	自ら中間処理した後の處理委託量 ⑯ 52.4 t	自ら中間処理した後の處理委託量 ⑳ 52.4 t
⑰のうち熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	自ら中間処理した後の處理委託量 ⑰ 52.4 t	自ら中間処理した後の處理委託量 ㉑ 52.4 t
⑱のうち熱回収認定業者への処理委託量	自ら中間処理した後の處理委託量 ⑱ 52.4 t	自ら中間処理した後の處理委託量 ㉒ 52.4 t
⑲のうち熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	自ら中間処理した後の處理委託量 ⑲ 52.4 t	自ら中間処理した後の處理委託量 ㉓ 52.4 t
⑳のうち熱回収認定業者への処理委託量	自ら中間処理した後の處理委託量 ⑳ 52.4 t	自ら中間処理した後の處理委託量 ㉔ 52.4 t
㉑のうち熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	自ら中間処理した後の處理委託量 ㉑ 52.4 t	自ら中間処理した後の處理委託量 ㉕ 52.4 t
㉒のうち熱回収認定業者への処理委託量	自ら中間処理した後の處理委託量 ㉒ 52.4 t	自ら中間処理した後の處理委託量 ㉖ 52.4 t
㉓のうち熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	自ら中間処理した後の處理委託量 ㉓ 52.4 t	自ら中間処理した後の處理委託量 ㉗ 52.4 t
㉔のうち熱回収認定業者への処理委託量	自ら中間処理した後の處理委託量 ㉔ 52.4 t	自ら中間処理した後の處理委託量 ㉘ 52.4 t
㉕のうち熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	自ら中間処理した後の處理委託量 ㉕ 52.4 t	自ら中間処理した後の處理委託量 ㉙ 52.4 t
㉖のうち熱回収認定業者への処理委託量	自ら中間処理した後の處理委託量 ㉖ 52.4 t	自ら中間処理した後の處理委託量 ㉚ 52.4 t
㉗のうち熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	自ら中間処理した後の處理委託量 ㉗ 52.4 t	自ら中間処理した後の處理委託量 ㉛ 52.4 t
㉘のうち熱回収認定業者への処理委託量	自ら中間処理した後の處理委託量 ㉘ 52.4 t	自ら中間処理した後の處理委託量 ㉜ 52.4 t
㉙のうち熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	自ら中間処理した後の處理委託量 ㉙ 52.4 t	自ら中間処理した後の處理委託量 ㉝ 52.4 t
㉚のうち熱回収認定業者への処理委託量	自ら中間処理した後の處理委託量 ㉚ 52.4 t	自ら中間処理した後の處理委託量 ㉞ 52.4 t
㉛のうち熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	自ら中間処理した後の處理委託量 ㉛ 52.4 t	自ら中間処理した後の處理委託量 ㉟ 52.4 t
㉜のうち熱回収認定業者への処理委託量	自ら中間処理した後の處理委託量 ㉜ 52.4 t	自ら中間処理した後の處理委託量 ㉟ 52.4 t
㉝のうち熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	自ら中間処理した後の處理委託量 ㉝ 52.4 t	自ら中間処理した後の處理委託量 ㉟ 52.4 t
㉞のうち熱回収認定業者への処理委託量	自ら中間処理した後の處理委託量 ㉞ 52.4 t	自ら中間処理した後の處理委託量 ㉟ 52.4 t
㉟のうち熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	自ら中間処理した後の處理委託量 ㉟ 52.4 t	自ら中間処理した後の處理委託量 ㉟ 52.4 t

(第3面)

(産業廃棄物の種類: 汚泥)

計画の実施状況	
項目	実績値
① 排出量	1116.6 t
②+③自ら再生利用を行った量	0 t
④自ら熱回収を行った量	0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	709.2 t
⑧+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0 t
⑩全処理委託量	407.4 t
⑪優良認定業者への処理委託量	9.0 t
⑫再生利用業者への処理委託量	371.9 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	35.6 t

(第4面)

(産業廃棄物の種類: 脱油)

計画の実施状況	
項目	実績値
① 排出量	10.0 t
②+③自ら再生利用を行った量	0 t
④自ら熱回収を行った量	0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0 t
⑧+⑨自ら埋立処分又は海上投入処分を行った量	0 t
⑩全処理委託量	10.0 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	10.0 t
⑫再生利用業者への処理委託量	0.1 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	10.0 t

(産業廃棄物の種類:木くず)

計画の実施状況	
項目	実績値
① 排出量	57.6 t
② 自ら再生利用を行った量	0 t
③ 自ら直接埋立処分又は海上投入処分した量	0 t
④ 自ら中間処理しした量	0 t
⑤ 自ら熱回収を行った量	0 t
⑥ 自ら中間処理した後の残さき量	0 t
⑦ 自ら中間処理により減量した量	0 t
⑧ + ⑨ 自ら埋立処分又は海上投入処分を行った量	0 t
⑩ 全処理委託量	57.6 t
⑪ 燐良認定処理業者への処理委託量	16.0 t
⑫ 再生利用業者への処理委託量	57.6 t
⑬ 热回収認定業者への処理委託量	0 t
⑭ 热回収認定業者以外の热回収を行う業者への処理委託量	0 t
⑮ 自ら中間処理した後再生利用した量	0 t
⑯ ⑰ のうち再生利用業者への処理委託量	57.6 t
⑱ ⑲ のうち熱回収認定業者への処理委託量	0 t
⑳ ⑳ のうち熱回収認定業者以外の热回収を行う業者への処理委託量	0 t
㉑ ㉑ のうち優良認定処理業者への処理委託量	16.0 t

(第6面)

(産業廃棄物の種類：魔プラスチック類)

計画の実施状況	
項目	実績値
① 排出量	6090.8 t
②+③自ら再生利用を行った量	2465.8 t
④自ら熱回収を行った量	0 t
⑤自ら中間処理により減量した量	0 t
⑥+⑨自ら埋立処分又は海上投入処分を行った量	0 t
⑩全処理委託量	3625.0 t
⑪優良認定業者への処理委託量	16.9 t
⑫再生利用業者への処理委託量	3591.8 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	33.2 t

（産業廃棄物の種類：金属くず）

計画の実施状況	
項目	実績値
① 排出量	4.3 t
②+③自ら再生利用を行った量	0 t
④自ら中間処理を行った量	0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0 t
⑥自ら中間処理した後、洋授入処分による減量	0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0 t
⑧自ら埋立処分又は海洋授入処分を行った量	0 t
⑨全処理委託量	4.3 t
⑩優良認定処理業者への処理委託量	0.4 t
⑪再生利用業者への処理委託量	4.3 t
⑫熱回収認定業者への処理委託量	0 t
⑬熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t
⑭自ら中間処理した後、再生利用した量	0 t
⑮自ら中間処理した後、自ら埋立処分又は海洋授入処分した量	0 t
⑯自ら中間処理した後、自ら中間処理により減量した量	0 t
⑰自ら中間処理により減量した量	0 t
⑱自ら直接埋立処分又は海洋授入処分した量	0 t
⑲自ら直接埋立処分又は海洋授入処分した量	0 t
⑳自ら中間処理した後再生利用した量	0 t
㉑のうち再生利用業者への処理委託量	4.3 t
㉒のうち熱回収認定業者への処理委託量	0 t
㉓のうち熱回収認定業者以外の業者への処理委託量	0 t
㉔のうち優良認定処理業者への処理委託量	0.4 t

備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。